

「チームとしての学校」の考え方による生徒指導の一考察

- サポートチームによる行動連携の先行事例分析を通して -

迫田孝志 [鹿児島大学教育学系 (教育実践総合センター)]

A study of student guidance through the concept of “school as a team”

- An analysis of behavioral activities by support teams -

SAKODA Takashi

キーワード：チームとしての学校、サポートチーム、行動連携、SC、SSW

はじめに

文部科学省の「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、平成 26 年度の暴力行為の発生件数は、小学校 11,468 件（前年度 10,896 件）、中学校 35,683 件（前年度 40,246 件）、高等学校 7,091 件（前年度 8,203 件）の合計 54,242 件（前年度 59,345 件）である。

また、不登校の児童生徒数は、小学校 25,866 人（前年度 24,175 人）、中学校 97,036 人（前年度 95,442 人）の合計 122,902 人（前年度 119,617 人）で、在籍者数に占める割合は小学校 0.39%（前年度 0.36%）、中学校 2.76%（前年度 2.69%）の合計 1.21%（前年度 1.17%）である。高等学校の不登校生徒数は 53,154 人（前年度 55,655 人）で、在籍者数に占める割合は 1.59%（前年度 1.67%）、中途退学者数は 53,403 人（前年度 59,923 人）で、在籍者数に占める割合は 1.5%（前年度 1.7%）である。

一方、平成 26 年度におけるいじめの認知件数は小学校 122,721 件（前年度 118,748 件）、中学校 52,969 件（前年度 55,248 件）、高等学校 11,404 件（前年度 11,039 件）、特別支援学校 963 件（前年度 768 件）の合計 188,057 件（前年度 185,803 件）であり、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態の発生件数は 450 件（前年度 179 件）である。

これまで文部科学省や都道府県及び市町村の教育委員会では、学校における生徒指導の充実を図るためにスクールカウンセラー（以下 SC）の導入、関係機関との行動連携の強化、スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）の配置などを進めてきているが、前述の問題行動等調査結果に示されてい

るように児童生徒の暴力行為、不登校、いじめなどを大幅に減少させるまでには至っていない。

そのような中、文部科学省が平成 26 年 7 月に中央教育審議会に対して諮問した内容の一つに、「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」がある。特に、「チームとしての学校」が求められる理由として、「従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応していくためには、学校組織全体の総合力を一層高めていくことが重要であることから、教員としての専門性や職務を捉え直し、学校内における教職員の役割分担や連携の在り方を見直し改善していくとともに、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が一つのチームとして力を発揮すること」が挙げられており、生徒指導をはじめとする諸課題に学校がチームとして対応していくことの必要性が示されている。

そこで、本稿では「チームとしての学校」の考え方の先行的な事例の一つと考えられるサポートチームの取組事例を分析し、校内での組織的対応及び関係機関との行動連携など主として生徒指導面での充実策を検討する。

1 「チームとしての学校」

中央教育審議会初等中等教育分科会・チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会（2015）は中間まとめを出し、「多様化する子供や家庭に対応し、複雑化・困難化した課題に向き合うため、教職員に加え、多様な背景を

有する人材が各々の専門性に依りて、学校運営に参画することにより、学校の教育力・組織力を、より効果的に高めていくことがこれからの時代には不可欠である。」として、「チームとしての学校」を実現するための改善方策を①専門性に基づくチーム体制の構築、②学校のマネジメント機能の強化、③教員一人一人が力を発揮できる環境の整備の3点でまとめている。

特に中間まとめのP3には生徒指導上の課題解決のための「チームとしての学校」の必要性が具体的に示され、「心理や福祉の専門性に基き、家庭や地域に働きかけていくための体制を整備することが必要である」、「心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である。さらに、いじめなど、児童生徒の生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大事案においては、校内の情報共有や、専門家との連携が不足し、子供のSOSが見過ごされていることがある。校長のリーダーシップの下、チームを構成する個々人がそれぞれの立場や役割を認識しつつ、情報を共有し、課題に対応していく必要がある。」など教職員と専門スタッフとの連携、分担の在り方に言及している。

さらに、教育委員会による学校への支援の充実のために指導主事の配置等の改善・充実も求め、指導主事の専門性が発揮されるよう教育委員会事務局の業務の見直しが必要であることも検討を要する課題として挙げている。

2 文部科学省の生徒指導方針

国立教育政策研究所生徒指導研究センター(2011)は、「生徒指導資料第4集学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～」の中で、それまでに出された過去4回の生徒指導に関する報告書を連携の基本として示している。それを参考に生徒指導方針の変遷をまとめると以下ようになる。

(1) 学校の「抱え込み」から開かれた「連携へ」

(児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議：平成10年3月報告)

関係機関の機能や組織を教職員が十分理解した上で、学校だけの対応ではなく関係機関と連携した対応が必要であること、その際は保護者や地域住民等への十分な説明が必要であることなどが示された。

(2) 心と行動のネットワークー心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へー

(少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議：平成13年3月報告)

この報告では、学校と関係機関等との情報連携が中心であったそれまでのレベルでは不十分であるとして、行動連携ができるサポートチームの体制づくりの必要性が示された。

(3) 問題行動等への地域における支援システムについて(国立教育政策研究所生徒指導研究センター：平成14年3月調査研究報告書)

この調査研究報告書では、深刻な問題行動等を起こしている児童生徒に対して学校の行動連携の必要性の判断、教育委員会によるサポートチーム編成及び家庭の監護に問題がある場合のサポートチームの援助など出席停止措置への対応も含め示された。

(4) 学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために(学校と関係機関との行動連携に関する研究会：平成16年3月報告)

この報告では、全国で取り組まれたサポートチームのモデル事業の実践をもとに、行動連携の推進において地域人材を活用した関係機関等との日常的な連携やサポートチームによる効果的な対応とそのための個人情報取り扱いなどに関するルールの明確化などが示された。

筆者は、平成11年度からK県A市教育委員会の生徒指導担当指導主事として3年間勤務し、特に平成13年度には、文部科学省の指定を受けてサポートチームによる行動連携の研究に取り組んだ。その後、平成14年度からは県総合教育センターの教育相談及び生徒指導担当として学校や市町村教育委員会と行動連携を行う立場で4年間勤務した。したがって、関係機関等との情報連携やサポー

トチームによる行動連携の必要性などについて身を以て体験してきており、教職員と様々な専門性を有するスタッフが「チームとしての学校」において相互連携を深めながら課題解決に当たることは極めて重要であると筆者自身捉えている。

さらに文部科学省（2010）の刊行した「生徒指導提要」は、生徒指導における組織的対応、学校間や関係機関等との連携なども含め小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論や指導方法等に関する体系的な基本書として、学校の教職員はもとより、将来教職を目指す学生にとっても現時点における生徒指導のバイブル的存在として評価できる。

また、平成25年のいじめ防止対策推進法の施行に伴って策定された「いじめ防止基本指針」では、いじている児童生徒に対する指導において警察や児童相談所、医療機関、法務局などの関係機関との適切な連携が必要なこと、平素からの情報共有体制を構築しておくことなどこれまでの生徒指導の方針がより明確に示された内容となっている。

3 行動連携の先行事例分析

これまで述べてきたように、文部科学省は平成10年度以降児童生徒の問題行動等への対応として学校だけの対応ではなく、関係機関による行動連携が重要であるとして施策を推進してきた。特に平成14・15年度の「サポートチーム等地域支援システム推進事業」の成果は前述の学校と関係機関との行動連携に関する研究会（平成16年3月）報告として広く全国に紹介され、サポートチームの果たす役割などが認識されるきっかけとなった。

ここでは、全国でサポートチームの取組が本格的に開始される前段階において先行してサポートチームの実践研究に取り組んだA市の調査研究報告書（2002）から「チームとしての学校」の考え方による生徒指導として参考になるポイントを拾い上げたいと考える。

(1) A市の研究の位置付け

A市は、長い間大規模中学校において問題行動が多発し、卒業した有職・無職の少年と在校

生の関係が問題視されていた。多発する中学生の問題行動への対応として当該中学校では、臨時PTAや地域の公民館長及び民生委員等からなる「学校活性化協議会」などを開催して学校の実情を説明し、開かれた学校として学校教育への理解と協力を要請した。PTAは、保護者が交代で校内巡視を行うなど学習環境の維持に積極的に取り組んだ。

また、市教育委員会も全面的に当該学校を支援し、トイレをはじめとする壊された施設の即時改修、指導主事のほぼ毎日にわたる学校への派遣（教職員との協働による学校周辺及び校門での指導及び校内徘徊生徒への指導、授業改善への助言など）、警察署や児童相談所等との連携に奔走した。

しかし、平成12年度の問題行動等も前年度に比べて増加するなどこれまでの対応には限界があることも関係者の中で認識されるに至り、システマティックな生徒指導の在り方を検討する必要から平成13年度文部科学省の教育方法の改善に関する調査研究として研究指定を受け、サポートチームの実践研究に取り組むことになった。

(2) A市の研究目的

A市では、教育委員会や学校が関係機関と行ってきた個々の連携をサポートチームとして一つにまとめること、法改正が進められつつあった出席停止措置への対応について検討するために次の2つの研究目的を設定して研究に取り組んでいる。

- ① 問題行動に対する関係機関からなるサポートチームの組織化とその活動の在り方について研究する。
- ② 出席停止措置を含め、問題行動を繰り返す生徒及び保護者に対して教育委員会が実施できる支援策を研究する。

(3) 研究の方法

A市では、全国のサポートチームによる実践の先駆けであったH県B市をモデルとして、サポートチームによる問題行動等発生時の対応を中心とする短期的視点と市民総ぐるみで青少年の健全育成を行う長期的視点で生徒指導の基本

構想を立案し、取組を推進した。

(4) 研究組織

① 調査研究推進会議

県教育委員会の生徒指導担当指導主事、県児童相談所の相談部長、A市が教育相談を依頼している大学教授、警察署長、市教育委員会及び関係課の課長などを構成員として研究推進のための理解と協力を求める会議として位置づけている。

② 子どもサポートチーム会議

学校からの要請及び教育委員会の判断により機動的に行動連携を図るための実務者レベルの会議として位置づけている。構成メンバーは、学校教育課を事務局とし、研究協力校として依頼した中学校区の中学校と小学校の校長又は教頭、生徒指導主任、SC、心の教室相談員、PTA 代表、福祉事務所の家庭教育相談員、主任児童委員や民生委員、警察署生活安全係（少年担当）、保護司、教育委員会各課の指導主事、少年指導センター相談員、教育事務所指導課長等からなる組織で、ケースによって参加メンバーは異なっている。

サポートチームの基本的な役割として表1の項目が共通理解されている。

表1 サポートチームの基本的な役割

	内 容
1	学校の生徒指導体制を側面から支援する。
2	学校からの要請に積極的に応じる。
3	目の前の生徒を大事にするために、今何をすればよいか考える。
4	学校から別の機関に送致、卒業させたら問題が解決するわけではない。
5	将来のA市を託せるA市民を育てるために今何が必要か考える。
6	会議の内容は、秘密の情報として必要以上に外部に話さない。しかし、連携して取り組むためには、必要な情報は積極的に提供する。
7	会議への出席は内容を考慮して関係する行政機関の方を中心に願います。必要に応じて関係する方を加えて協力を依頼する。

③ 研究冊子編集委員会

研究の成果及び課題の整理、短期的視点、長期的視点に立った生徒指導の啓発を目的と

して市教育委員会の指導主事と研究協力校の教頭で構成している。

(5) 変化のみられた生徒指導

平成13年度のA市の実践研究は、当該中学校及びA市の生徒指導の在り方に少なからず変化をもたらしている。その主な内容は以下のようなものである。

① 「シナリオづくり」による対応

A市は、県庁所在地から遠方であったこともありSCの配置が見送られていたが、生徒指導の対応においてSCは不可欠であるとのA市教育委員会の強い要望でSCが平成13年度から配置された。SCが配置されていない間は、教員経験のある心の教室相談員が相談業務の中心を担っていた。

配置されたSCは、カウンセリングに精通していることに加え、情緒障害児療育施設での実務経験のある臨床心理士であり、生徒及び保護者への対応はもとより教職員へのコンサルテーションも丁寧であった。

そのSCが提案した手法が「シナリオづくり」である。「シナリオづくり」の基本的な考え方は、SCや教師が子どもの発達の状態を見極め、カウンセリングを重ねる中でその子ども自身が有能感を持てるような学習環境や学習内容を設定し、生活レベルから実践させる方法である。自己決定と自己責任の原則に基づき家庭、学校、社会が持っている資源を活用して成長していく取組であり、大きく学校での対応とサポートチームでの対応から構成されている。

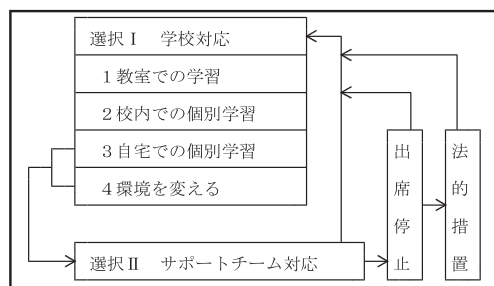


図1 「シナリオづくり」による対応
A市調査研究報告書 (2002)

校内対応では、SCによるカウンセリングを通して、4つの選択肢から自分の生活シナリオを生徒自身が作り、保護者の同意を得て実践し、1週間程度を目安に継続又は変更についてSCに相談しながら決定していく。学校又は自宅での安定した学習が継続できない場合、サポートチームによる校外での対応が選択肢として提供される流れとなっている。

② 当該中学校での校内サポート体制

当該中学校の問題行動等への対応は生徒指導部会によって検討されてはいたが、基本的には学級担任がその責任を担う従来の生徒指導体制が継続していた。サポートチームの研究推進を行う中で、学校全体で問題解決に当たることの重要性を全職員が認識し、校内のサポート体制づくりが促進された。

対応事案が発生した場合、生徒の所属学年にこだわることなく、生徒との関係性を重視して学校全体のリソースを有効に活用した校内サポートチームを組織して臨機応変に対応する流れができた。シナリオづくりによる当該生徒への対応もそうした校内サポートチームで協力しながら進められていった。SCが1週間に1回(半日)の勤務であったため、教頭・生徒指導主任・心の教室相談員(終日勤務)がSCとの連携を図りながら、校内におけるサポート体制を支援した。

③ 市子どもサポートチームの取組

市子どもサポートチームでは、2件の生徒間暴力に関わった生徒への対応を検討しており、校内での対応とともに短期間ではあったが、市の教育施設を活用した校外での対応も行われた。

その過程で、子どもに関わりを持つ行政担当者が連携して対応することの重要性を再認識している。それまでも学校と警察、学校と民生委員、教育委員会と福祉、教育委員会と保護司など関係する機関とは個々に連携を図りながら対応してはいたが、サポートチームとして一堂に会して対応することで多角的な見方や一人一人の子どもや家庭に対する慎重な関わり方を相互に理解する機会となった。

④ 出席停止措置等への対応

平成14年1月11日から施行された改正学校教育法では出席停止の具体的な要件や出席停止措置を命じる際の教育委員会の権限と責任が明確化された。それに合わせて「学校管理規則」の一部改正や「児童生徒の出席停止措置の手続きに関する規則」の策定及び「出席停止措置の運用指針」の見直しなども行われた。「出席停止措置の運用指針」には、先述の校内・校外における対応やサポートチームを活用した地域ぐるみでの対応なども盛り込まれた。

(6) A市の実践研究から見いだされた課題

サポートチームによる行動連携をより効果的に進めるために、実践研究を通してA市が課題として挙げたものを整理すると次のようになる。

- ① サポートチームの事務局に学校や関係機関との連携を迅速に行うための機動的な人材の配置の必要性
- ② 心理学等の専門知識を有するSC等の学校への積極的な配置
- ③ 民生委員等地域の人材活用の判断時期
- ④ 地方の市町村が国や県の機関等と連携を円滑に進めるための県レベルでの関係機関連絡会の必要性
- ⑤ 児童相談所での一時保護や施設入所など福祉的観点からの措置を行うための児童相談所等との早くからの連携と保護者への丁寧な説明の必要性
- ⑥ 校外学習等の円滑な実施及び出席停止措置を講じた際の教育施設の確保や支援

(7) A市の実践の考察

A市がサポートチームによる行動連携の実践研究に取り組んだことで、これまで述べてきたように当該中学校も校内サポートチームによる指導体制を導入し、教頭、生徒指導主任を中心としながらもSCや心の教室相談員を積極的に活用してチームとしての生徒指導ができるようになっていった。そして、市教育委員会を中心とするサポートチームの実務者が、関係機関が連携するとはどういうことか本気になって考え、協力する体制ができていった。しかし、既

に述べたように多くの課題も見いだされており、ここではその課題について検討していきたい。

課題①の事務局に配置する人材は、学校と関係機関を繋ぐコーディネーターの役割を担うとともに、それぞれの機関の担当者と日頃から密にコミュニケーションを図ることができる人材が求められる。A市においては、生徒指導担当指導主事はその役を担ったが、指導主事の他の業務との兼ね合いもあり迅速な対応ができない状況もあったため、SSWのように機動性があり、各機関の担当者と顔の見える連携ができる人材の配置が必要であると思われる。

課題②のSC等の専門性を有する人材の学校への積極的な配置は、A市の実践研究においてもSCの果たした役割が極めて大きかったことを考えると、重要な指摘であると考えられる。その際、1週間に1回程度の勤務ではなく、常時勤務できる状況にすることが「チームとしての学校」を実現するためにも今般の「いじめ防止基本指針」の理念を実現するためにも必要であると思われる。

課題③の民生委員等の地域人材の活用については、地域に開かれた学校づくりを推進する上でも重要なことであり、情報共有と守秘義務の徹底を図りながらケース毎に検討する必要があると思われる。

課題④の県レベルでの関係機関の連携会議については、いじめ防止対策の観点においても国レベルでの連携、県レベルでの連携が促進されてきている状況があり、地方の市町村や学校が関係機関との連携を図りやすい環境が整いつつあると思われる。

課題⑤の福祉的な観点での対応についても「いじめ防止基本指針」に平素からの情報共有の必要性が示されており、その実行が求められるところである。

課題⑥の校外学習や出席停止措置時の適切な対応のための教育的支援については、その後A市には適応指導教室が設置され、指導員3名が学校教育課の指導主事と連携を図りながら、平素は不登校児童生徒への対応を中心としつつ、

問題行動等による校外学習及び出席停止措置時においても適切な教育的支援を行える体制が整えられた。出席停止措置を講じたくても出席停止期間中の児童生徒への対応に不安があるため出席停止措置を講じることができない学校や教育委員会が多いことを考えると、こうした施設とそこで対応する職員の確保は不可欠であるといえる。

さらに、文部科学省のSSW配置事業がスタートしてからは、適応指導教室の指導員がSSWとしてA市内の各学校と連携を図りながら、生徒指導上の課題に対応する体制に移行している。

4 「チームとしての学校」の考え方を生かした生徒指導

神奈川県総合教育センター(2007)は、文部科学省をはじめ内閣府や厚生労働省、警察庁なども関係機関との行動連携の必要性を繰り返し提言しているが、必ずしも十分な連携が行われているとはいえないことを指摘し、行動連携を阻む課題として、①個人情報の取扱い、②多職種協働チーム内のコミュニケーション、③ネットワークの構造の在り方の3点を挙げている。そして、その課題解決のために①「アセスメントチェックシート」や「行動連携シート」などを活用した情報連携の見直し、②協働事例研究等の実施、③多様なネットワークシステムの整理と各専門分野のネットワークセンターの必要性などを提案している。

言い古されてきた、行動連携の基になる情報連携でさえ、担当者が替わると機能しなくなる場合がある。学校以上に短い期間で異動することの多い行政担当者の中には、採用前に教育や福祉の分野の学びが十分ではない場合もある。前任者が築いたネットワークを後任者がしっかり引き継ぎ、途切れることなく関係機関の連携が図られるようにする人事上の工夫や担当者の研修も必要である。

我が国におけるSSWの先駆的な研究者・実践者である門田・奥村(2009)は、子どもの抱える状況を学校・家庭・関係機関が協働して取り

組んでいくことの多い我が国では、「中学校区・拠点巡回型」がよいと提案している。

筆者も有資格者のSSWが少ない現状、多くのSSWを配置するだけの財政的な基盤がない状況では、一人のSSWが複数の学校を対象としなければならず、中学校区で生徒指導上の課題を小・中連携という視点からも支援できる「中学校区・拠点巡回型」は、現実的であると考えられる。

「チームとしての学校」を実現するには、学校組織のことや教育について理解の深い常勤のSCやSSWの配置が不可欠である。A市のサポートチームの先行事例やその後の文部科学省から出された生徒指導の方針、「いじめ防止基本指針」等においても心理や福祉の専門性を有する職員の配置が謳われており、生徒指導の充実を図るためひいては教職員が学習指導に専念できる環境を整えるためにも早期の実現を期待したい。

塚元（2012）は、筆者と同様に市町村教育委員会で生徒指導を担当する指導主事として課題を抱えた子どもたちへの対応に関係機関と連携して行った経緯を踏まえ、効果的なケース会議の在り方を提案している。学校の教職員や教育委員会の指導主事だけで様々な課題に対応することは不可能であり、それぞれに専門性を有する実務者が真剣に児童生徒の将来を見据えて連携して対応することを強く訴えている。

筆者も塚元も初めての指導主事経験時に生徒指導担当となり、教育委員会内の各部署だけではなく、福祉や警察、保健・医療機関などとの連携を進める役割を担った。このようなOJTを通して学びを深めることは重要であるが、学校を支援する教育委員会の指導主事の役割には極めて大きいものがあることを考えると、指導主事はその専門性を十分に発揮できるような業務の見直しや人的配置、指導主事の研修機会の確保なども「チームとしての学校」の考え方による生徒指導を充実する上で必要なことであると考える。

おわりに

「チームとしての学校」による生徒指導は、SC

やSSWといった心理や福祉の専門家を学校に導入するだけでは実現できない。作業部会の中間まとめにも示されているように、管理職を中心とした学校のマネジメント機能を強化することも重要である。そして、教育委員会等による学校への支援機能の充実も欠くことはできない。

「チームとしての学校」による生徒指導の充実には、人と人をつなぐ架け橋となる人材が不可欠である。それがSCやSSWであるか、教頭や生徒指導主任であるか地域や学校の状況によっても異なると思われるが、学校や教育委員会に教員以外の専門性を有する人材が多数配置され、外部の関係機関とも適切な連携を図りながら、暴力行為、不登校、いじめなどをはじめとする生徒指導上の様々な課題にチームで対応できる環境が早期に整備されることを願ってやまない。

引用・参考文献

- 学校と関係機関との行動連携に関する研究会 2004 「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」
- 門田光司・奥村賢一 2009「スクールソーシャルワーカーのしごと」中央法規
- 鹿児島県問題行動等サポート研究会・出水市教育委員会 2002「問題行動に対応するサポートチームの行動連携の在り方」平成13年度文部科学省委嘱教育方法の改善に関する調査研究報告書
- 神奈川県立総合教育センター 2007「子どものニーズの解決に向けた多職種協働チームの行動連携の在り方～『ニーズを抱えている子どもの問題解決のためのアセスメントチェックリスト』及び『支援のための行動連携シート』の開発とその活用について～」
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター 2011 「生徒指導資料第4集学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～」
- 文部科学省 2015 「『平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」 http://www.mext.go.jp/b_menu/27/09/1362012.htm
- 文部科学省 2015 「『平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』にお

ける『いじめ』に関する調査等結果の訂正について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou27/11_icsFiles/afieldfile/2015/11

文部科学省 2013 「いじめ防止基本方針」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340770.htm

文部科学省 2010 「生徒指導提要」教育図書

中央教育審議会初等中等教育分科会チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会 2015 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（中間報告）

塚元宏雄 2012 「課題を抱えた子どもたちの環境改善を図るためのケース会議の在り方」鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要第 22 巻 P241-P246